



宮 崎 県 公 報

平成29年12月25日 (月曜日) 第 2957 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明
について (10件) …………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更 (2件) …………… (道路保全課) 3

- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 3
- 土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 4
- 土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 5
- 都市計画の変更…………… (都市計画課) 5

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (3件) …………… (商工政策課) 6

告 示

宮崎県告示第 683号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成29年農林水産省告示第1705号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西米良村役場

永浜竹市、河野恵子、河野万作、甲斐栄吉、甲斐勇、黒木フヂ、黒木義元、黒木熊雄、黒木佐市、黒木重貞、佐藤貞義、山崎重美、小河秀市、小河長雄、小河茂三郎、小河榮春、上米良吉造、上米良政舎、上米良正義、上米良正男、上米良同前、上米良武福、上米良福次、上米良福登、赤木ツギ、中武熊市、中武袈裟太郎、中武澄夫、中武哲太郎、中武博、中武福市、中武靖尚、中武隆徳、那須宗壽、浜砂戒三、浜砂袈裟虎、浜砂元見、浜砂壮市、浜砂武久、浜砂平岫、浜砂万福、林田繁雄、濱砂丞、濱砂一男

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1705号によること。

宮崎県告示第 684号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成29年農林水産省告示第1706号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日之影町役場

河内秀夫、戸高ヌイ、戸高ミキヨ、戸高益男、戸高富夫、後藤富五郎、甲斐ヨリ、甲斐雅史、甲斐喜太郎、甲斐義久、甲斐久太郎、甲斐久隆、甲斐健一、甲斐賢、甲斐康弘、佐保弘子、坂本次男、小田春一、森川信博、杉本藤太郎、本田今朝市、本田初治

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1706号によること。

宮崎県告示第 685号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成29年農林水産省告示第1707号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

高千穂町役場

岩尾照明、後藤銀蔵、後藤文次郎、工藤幸雄、佐藤キクミ、佐藤磯四郎、佐藤栄、佐藤栄太郎、佐藤兼吉、佐藤堅治、佐藤幸太郎、佐藤春太郎、佐藤友藏、首藤豊馬、渡邊睦男、土持鹿造、有藤金蔵、有藤健二、有藤島三郎

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1707号によること。

宮崎県告示第 686号

保安林の指定施業要件を変更する件 (平成29年農林水産省告示第1708号) に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 189条の規定に

より、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

河野弘、河野充、江野村松枝、甲斐保、高森富喜夫、高石清次郎、黒木アヤ子、黒木長助、小倉久信、小林定視、松尾岩太郎、上田寿市郎、西村寿吉、西村長太郎、川口勇、田原吉彦弥、田村仁男、日高利美、福田芳吉、鈴木哲夫

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1708号によること。

宮崎県告示第 687号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第1709号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

井上久秋、河野充、株式会社藤原製材所、岩原教昌、岩崎広實、橋口英臣、橋口隆吉、金丸喜輝、溝口正直、山本雄二、小倉久信、小路佳年、小路俊廣、小路美智子、松本儀四郎、西村順、川上久樹、中村哲男、中田ムメ子、中田武雄、田原学、田中美佐子、藤原品雄、姫田伸一、矢野善吉、有限会社赤坂事務所

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1709号によること。

宮崎県告示第 688号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第1710号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

安藤要蔵、河野充、岩村重五郎、久米田重義、高森爲市、黒木甚太郎、小池栄助、赤木熊太郎、中森慶一郎、中村重吉、中村壽一、日向市信用組合

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1710号によること。

宮崎県告示第 689号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第1711号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

一柳シヅ、久保彌作、橋口隆吉、江野村新一郎、高森富喜夫、黒木アヤ子、黒木格治、児玉宅助、松田藤三郎、川元尚、増田春市、日高外平治、無田村右衛門

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1711号によること。

宮崎県告示第 690号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第1712号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

美郷町役場

株式会社延岡銀行、岩崎義四郎、後藤慎護、高野幸紘、黒田明、山本繁、須藤富蔵、川元安治、川元芳彦、中森慶一郎、嶋戸惣四郎、尾崎堅

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1712号によること。

宮崎県告示第 691号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第1731号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

日之影町役場

河内藤作、株式会社延岡銀行、岩本彌助、菊池熊市、菊池松美、菊池松芳、菊池美智子、菊池彌助、宮尾勇次郎、宮本繁藏、興梶重太郎、桐木万平、後藤輝磨、後藤光五郎、工藤孝、工藤秋男、広川織衛、甲斐ヒデ、甲斐宇市、甲斐義教、甲斐菊義、甲斐均、甲斐金晴、甲斐政一、甲斐鶴吉、甲斐定太丸、甲斐定彌、甲斐彌市、高尾時義、高尾美枝子、佐藤伊作、佐藤栄市、佐藤華子、佐藤佐七、佐藤時治、佐藤仲男、佐藤茂、佐藤良作、佐保佐源、佐保秀宣、三宅憲三郎、山室九平、山田参次郎、山本儀太郎、時枝健太郎、城尾猶藏、新名福四郎、森重市助、西口仁次郎、川久保トキエ、増田彦八、大村松雄、谷川新十郎、中西留平、田崎晴雄、田辺今朝松、藤江キミ、内藤政舉、馬場実、飯弘キヨ子、姫野幸彦、姫野素、富高兵之助、平川幸子、本田ハマノ、本田泉、木野シメノ、有限会社有楽、兒島数松

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1731号によること。

宮崎県告示第 692号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成29年農林水産省告示第1732号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市町村の市役所又は町村役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

西米良村役場

河野ハルノ、熊本県信用保証協会、原田菊夫、後藤定計、山口健二郎、山口弘、児玉ひて、児玉圭介、上米良修、上米良正章、上米良武久、斉藤政夫、谷口イツ子、中武シゲ子、中武義彦、中武三一、中武美智男、中武廣海、榎本正志、東田英典、那須一代、那須正、那須忠、那須芳馬、那須末男、馬田昌典、馬田朋樹、浜砂ヒサ、龍神五夫、藏座福憲

2 通知の要旨

- (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成29年農林水産省告示第1732号によること。

宮崎県告示第 693号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月25日から平成30年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
214	県道	上祝子綱の瀬線	延岡市北方町菅原菅原未1220番13地先から同市同町菅原同字未1219番5地先まで	旧	5.6～10.5	117.8
				新	8.1～15.2	117.8

宮崎県告示第 694号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成29年12月25日から平成30年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612番47地先から同市同町二股同字亥 612番 127地先まで	旧	5.4～6.7	23.5
				新	8.3～9.1	23.5

宮崎県告示第 695号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成29年12月25日から平成30年 1 月 8 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
235	県道	檜原細見線	延岡市北方町二股字元屋敷亥 612番47地先から同市同町二股同字亥 612番 127地先まで	平成29年12月25日

宮崎県告示第 696号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高千穂町	皿 糸 川	11- 441- 1 - 075	土 石 流
	後 川 川 1	11- 441- 1 - 076	土 石 流
	西 平 川	11- 441- 2 - 048	土 石 流
	後 川 川 2	11- 441- 2 - 049	土 石 流
	中 小 芹 川	11- 441- 2 - 050	土 石 流
	小 芹	I - 1 - 1806	急傾斜地の崩壊
	立 宿	I - 1 - 1891	急傾斜地の崩壊
	立宿-新①	I - 1 - 1891-新①	急傾斜地の崩壊
	立 宿 1	II - 1 - 8062	急傾斜地の崩壊
	日之影町	道上川（1）	11- 442- 1 - 015
道上川（1）-新①		11- 442- 1 - 015-新①	土 石 流
道上川（2）		11- 442- 1 - 016	土 石 流
袴 谷 川		11- 442- 1 - 017	土 石 流
波 瀬 川		11- 442- 2 - 043	土 石 流
波 瀬		I - 1 - 1944	急傾斜地の崩壊
袴 谷		I - 1 - 1954	急傾斜地の崩壊
袴谷-新①		I - 1 - 1954-新①	急傾斜地の崩壊
袴 谷 - 1		I - 1 - 3762	急傾斜地の崩壊

	平底（2） - 2	II - 1 - 8244	急傾斜地の崩壊
	袴 谷 - 2	II - 1 - 8253	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町	西 小 路 川	11- 443- 2 - 001	土 石 流
	東 小 路 川	11- 443- 2 - 002	土 石 流
	鳥屋ノ平川	11- 443- 2 - 014	土 石 流
	高 畑 川	11- 443- 2 - 015	土 石 流
	八重所（2）	11- 443- 2 - 018	土 石 流
	八重所（1）	11- 443- 2 - 019	土 石 流
	八重所川（1）	11- 443- 2 - 020	土 石 流
	八重所川（2）	11- 443- 2 - 021	土 石 流
	八重所川（3）	11- 443- 2 - 022	土 石 流
	高畑（3）	II - 1 - 8393	急傾斜地の崩壊
	高畑（4）	II - 1 - 8394	急傾斜地の崩壊
	高畑（4）-新①	II - 1 - 8394-新①	急傾斜地の崩壊
	八重所-1	II - 1 - 8395	急傾斜地の崩壊
	八重所-2	II - 1 - 8396	急傾斜地の崩壊
	八重所-3	II - 1 - 8397	急傾斜地の崩壊
	八重所-3-新①	II - 1 - 8397-新①	急傾斜地の崩壊
	八重所-3-新②	II - 1 - 8397-新②	急傾斜地の崩壊
	八重所-3-新③	II - 1 - 8397-新③	急傾斜地の崩壊
	越 次 - 1	II - 1 - 8400	急傾斜地の崩壊
	越 次 - 2	II - 1 - 8401	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 697号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	皿 糸 川	11- 441- 1 - 075	土 石 流
	後 川 川 1	11- 441- 1 - 076	土 石 流
	後 川 川 2	11- 441- 2 - 049	土 石 流
	小 芹	I - 1 - 1806	急傾斜地の崩壊
	立 宿	I - 1 - 1891	急傾斜地の崩壊
	立宿-新①	I - 1 - 1891-新①	急傾斜地の崩壊
	立 宿 1	II - 1 - 8062	急傾斜地の崩壊
	日之影町	道上川(1)-新①	11- 442- 1 - 015-新①
道上川(2)		11- 442- 1 - 016	土 石 流
波 瀬 川		11- 442- 2 - 043	土 石 流
波 瀬		I - 1 - 1944	急傾斜地の崩壊
袴 谷		I - 1 - 1954	急傾斜地の崩壊
袴谷-新①		I - 1 - 1954-新①	急傾斜地の崩壊
袴 谷 - 1		I - 1 - 3762	急傾斜地の崩壊
平底(2)-2		II - 1 - 8244	急傾斜地の崩壊
袴 谷 - 2		II - 1 - 8253	急傾斜地の崩壊
五ヶ瀬町		西 小 路 川	11- 443- 2 - 001
	東 小 路 川	11- 443- 2 - 002	土 石 流

鳥屋ノ平川	11- 443- 2 - 014	土 石 流
高 畑 川	11- 443- 2 - 015	土 石 流
八重所(2)	11- 443- 2 - 018	土 石 流
八重所(1)	11- 443- 2 - 019	土 石 流
八重所川(1)	11- 443- 2 - 020	土 石 流
八重所川(2)	11- 443- 2 - 021	土 石 流
八重所川(3)	11- 443- 2 - 022	土 石 流
高畑(3)	II - 1 - 8393	急傾斜地の崩壊
高畑(4)	II - 1 - 8394	急傾斜地の崩壊
高畑(4)-新①	II - 1 - 8394-新①	急傾斜地の崩壊
八重所-1	II - 1 - 8395	急傾斜地の崩壊
八重所-2	II - 1 - 8396	急傾斜地の崩壊
八重所-3	II - 1 - 8397	急傾斜地の崩壊
八重所-3-新①	II - 1 - 8397-新①	急傾斜地の崩壊
八重所-3-新②	II - 1 - 8397-新②	急傾斜地の崩壊
八重所-3-新③	II - 1 - 8397-新③	急傾斜地の崩壊
越 次 - 1	II - 1 - 8400	急傾斜地の崩壊
越 次 - 2	II - 1 - 8401	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 698号

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課、宮崎県高岡土木事務所及び国富町都市建設課において公衆の縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及び名称
宮崎広域都市計画道路 3・4・251号 竹田通線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
国富町大字本庄字六日町、東ノ原の一部

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル恒久店
宮崎市恒久上代1527-1 外
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成29年7月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成29年12月25日から平成30年1月25日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス清武店
宮崎市清武町大字木原字尾ノ下58番27
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の名称の変更並びに大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成29年8月21日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
平成29年12月25日から平成30年1月25日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年12月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェニックスガーデンうきのじょう
宮崎市柳丸町 150、151の一部、152の一部、163-1、163-2、165、166、167、168-1の一部
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第6条第1項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
平成29年9月27日
- 3 意見の概要
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - (2) 期間
平成29年12月25日から平成30年1月25日まで